

清須市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果について次のとおり公表する。

平成30年3月2日

清 須 市 監 査 委 員      黒 川 了 一

清 須 市 監 査 委 員      村 瀬 勝 哉

# 定期監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、次のとおり監査を実施しました。

## 第1 監査を実施した監査委員

黒川 了一  
村瀬 勝哉

## 第2 監査の種類

定期監査

## 第3 監査の概要

### (1) 監査の実施期間及び対象部局課・対象期間

①市民環境部清洲市民サービスセンター、健康福祉部社会福祉課、  
健康福祉部健康推進課

対象期間：平成29年4月1日から平成29年9月30日までの所管事務

実施期間：平成29年11月1日から平成29年11月28日まで

②建設部土木課、建設部地域開発課、建設部新清洲駅周辺まちづくり課

対象期間：平成29年4月1日から平成29年10月31日までの所管事務

実施期間：平成29年12月1日から平成29年12月21日まで

③建設部上下水道課（水道事業）、教育部学校教育課、  
教育部学校給食センター管理事務所

対象期間：平成29年4月1日から平成29年11月30日までの所管事務

実施期間：平成30年1月4日から平成30年1月29日まで

### (2) 監査の方法

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、各課に共通する収入・支出事務、契約事務、補助金交付事務などの財務事務及び個別の事務事業において、それぞれ抽出による関係書類や監査資料等を調査するとともに、関係職員から説明を聴取して、事務事業の執行が適正かつ合理的・効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

## 第4 監査の結果

監査を実施した範囲における各所管の事務事業の執行処理状況については、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、一部において是正・改善を要する軽微な事項については、その都度、監査の対象部局課に対し、是正指導を行った。

各所管の事務事業の内容及び監査の結果について主なものは、次のとおりである。

#### 1 市民環境部清洲市民サービスセンター

主な所管の事務は、各種証明書の発行等に関するものである。

各種証明書の発行等に関する事務について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められ、特に記すべき事項はない。

#### 2 健康福祉部社会福祉課

主な所管の事務は、社会福祉事業・災害援護に関する事務、身体障害者・知的障害者・精神障害者福祉に関する事務、生活保護に関するものである。

臨時福祉給付金（経済対策分）システム構築等、賃貸借、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金及び補助金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

#### 3 健康福祉部健康推進課

主な所管の事務は、栄養改善指導、狂犬病予防に関する事務、成人保健・がん検診に関する事務、特定健康診査に関する事務、母子の健康診査・予防接種事業に関するものである。

定期予防接種業務等、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

#### 4 建設部土木課

主な所管の事務は、土木・農地事業の企画実施、道路及び用排水路の新設改良、街路灯、交通安全に関するものである。

道路ストック点検（路面性状基礎調査）業務委託等、賃貸借、工事、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

#### 5 建設部地域開発課

主な所管の事務は、土地区画整理事業、拠点開発等に関するものである。

社会資本整備総合交付金整備計画作成業務委託等の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金及び補助金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

## 6 建設部新清洲駅周辺まちづくり課

主な所管の事務は、市施行土地区画整理事業関することである。

名古屋都市計画事業新清洲駅北土地区画整理事業に係る平成29年度業務委託協定、工事、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

## 7 建設部上下水道課（水道事業）

主な所管の事務は、水道事業に関することである。

メーター検針等業務等、賃貸借、工事、備品購入、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

## 8 教育部学校教育課

主な所管の事務は、学校教育全般、学校施設の整備及び環境衛生、教育施設の設置及び管理、転入学、就学及び要・準要保護、学校保健及び幼稚園に関することである。

学校施設長寿命化実施設計業務その5（清洲中）等、賃貸借、工事、備品購入、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められた。

また、負担金及び補助金についても予算の定めにしたがい適正に執行されていると認められ、特に記すべき事項はない。

## 9 教育部学校給食センター管理事務所

主な所管の事務は、学校給食の振興、給食献立の作成及び栄養報告、給食費、学校給食センター運営委員会に関する事務である。

換気扇・フード等清掃業務等、賃貸借、備品購入、その他の契約文書及び事務事業について審査したところ、法令等の手続きにより適正に処理されていると認められ、特に記すべき事項はない。

## 第5 監査のまとめ

他の事務も含め、予算決算会計規則、契約規則、物品管理規程を始め職務権限規程、各種事務処理要綱、取扱要領、基準等の規程に基づく、基本的な事務手順の再確認を徹底し、適正な事務処理、執行に努められるよう求めます。